

# 地域主権戦略会議提出資料

「出先機関改革のアクション・プラン(案)について」……………P1

## ＜参考資料＞

- 1 「出先機関改革の基本方向」……………P3
- 2 「地域主権戦略大綱(抜粋)」……………P4

平成22年12月16日

地域主権戦略会議 議員  
埼玉県知事 上田清司

## 出先機関改革のアクション・プラン(案)について

- 「出先機関の原則廃止」は、閣議決定した地域主権戦略大綱に明記された政府の基本方針。出先機関改革のアクション・プランも、この政府の基本方針に沿ったものであるべき。
- しかし、本日示されたプラン案は「地方への事務・権限の移譲を通して国の出先機関改革を実現する」との政府の基本方針から乖離していると言わざるを得ない。

### 1. ハローワーク

- ① ハローワークは全国知事会が出先機関改革の最重点課題として地方移管を求めてきたもの。この案では、国のハローワークはそのまま維持されることになるが、地方移管への道を開くため「地方の発意に基づいて選択的・試行的に事務・権限を移譲する方法」を盛り込むべき。  
(※全国ネットワークの維持や雇用保険に係る課題についても、この試行・実験を通じて国と地方が検証すればよい。)
- ② 国の求人情報を地方自治体に提供する場合、ハローワークと全く同等の情報を提供しなければイコールフットディングとならない。この点を、講じる措置の旨として明記すべき。
- ③ p2の11行目以下(ILO第88号条約との整合性や都道府県域を越えた職業紹介の適切な実施など)は、**移管**しないための理由の列挙となっており削除する。(直前に「課題を十分検証」という文言があり、それで足りる。)

### 2. 直轄道路・直轄河川

- ① 前政権下で個別協議が進まなかった反省を踏まえ、財源措置等の具体的な制度的枠組みを個別協議の前提として明示することが必要。
- ② また、移管の時期(個別協議の終期)についても、地方移管を確実に進める観点から、「今後3年以内」などと明記することが必要。

### 3. ハローワーク、直轄国道、直轄河川以外の事務移譲（p3の「3」に掲げる事務）

- ・ p 3の「3」のハローワーク、直轄国道、直轄河川以外の事務・権限の移譲は、府省の自己仕分けを「参考」に行うとしているが、自己仕分けで地方移管とされた事務は2割足らずときわめて不十分。
- ・ 「一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限は当該都道府県に移譲」との基本方向から乖離しており、これでは出先機関改革につながらない。
- ・ 地域主権戦略大綱では「地域主権戦略会議としての事務・権限仕分けを行う」と明記している。府省仕分けの丸呑みでなく、「地域主権戦略会議としての仕分け」を実施し、可能なものから速やかに移譲することを明記すべき。

### 4. スケジュール

- ・ プラン全体のスケジュールを前倒しすべき。次の選挙までに、政権1期目の成果を目に見える形にするには、遅くとも24年中には何らかのアクションを起こさなければならぬ。
- ・ このため、法整備を要するものは平成24年の法案提出、25年度からの事務・権限移譲、法整備を要しないもの（直轄国道・河川など）は24年度から順次移譲として、工程をスピードアップすべき。

### 5. その他

#### 【表題】

- ・ 地域主権戦略大綱を踏まえ、「出先機関原則廃止に向けたアクション・プラン」とすべき。

#### 【広域連携】

- ・ 新たな広域実施体制を整備することは評価するが、既に広域的受け皿として発足している広域連合などを活用し、既存の枠組みの下でも積極的に移管を進めることを明示すべき。

—国のかたちを変える—

## 出先機関改革の基本方向

国のかたちを変える。住民に身近な行政は、身近なところで。  
このため、年内に、出先機関改革のアクション・プランを定める。

- 出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲する。
  - 広域的实施体制の枠組み作りのため、所要の法整備を行う。
  
- 上記の体制が整うまでの間、地方自治体の意見・要望を踏まえ、以下の措置を行う。
  - ・ 一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限は、当該都道府県に移譲する。
  - ・ 複数の都道府県にまたがる事務・権限であっても、特区制度の利用などにより移譲する。
  
- 出先機関のスリム化・効率化を行う。

## 地域主権戦略大綱(抄)

(平成22年6月22日閣議決定)

### 第4 国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）

#### 2 改革の枠組み

##### (1) 進め方の基本

国の出先機関の抜本的な改革に当たっては、改革の理念に沿って、「原則廃止」の姿勢の下、ゼロベースで見直す(略)

##### (2) 国と地方の役割分担の考え方

「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方自治体が担い、国は、国が本来果たすべき役割（地方自治法第1条の2第2項）を重点的に担うこととなるよう、現行の国と地方の役割分担を見直す。

##### (6) 今後の改革の進め方

###### (事務・権限仕分けの進め方)

② 地域主権戦略会議は、当該「自己仕分け」の内容について精査を行い、地域主権戦略会議としての事務・権限仕分けを行う。

###### (「アクション・プラン（仮称）」の策定)

(略) 地方自治体への移譲等については、地方自治体側の要望をも踏まえ、重点的に取り組むべき事項の速やかな実施を検討し、平成23年通常国会への法案提出も含め、可能なものから速やかに実施することを基本とする。